

障害者活躍推進計画

〔 障害者である職員の職業生活における
活躍の推進に関する取組に関する計画 〕

機 関 名：片品村

任命権者：片品村長

計画期間：令和7年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

障害者雇用に関する課題

片品村では、令和6年6月1日時点の障害者任免状況報告においては、R6年4月以降の法定雇用率3.0%を達成している。詳細な状況は「目標」に記載しているが、他自治体の状況と比較し概ね順調と考えているが、計画の終期までに法定雇用率の維持を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のために、さらなる体制整備や各種取組が必要でとなってくる。

目標

採用に関する目標	実雇用率 当該年6月1日時点での法定雇用率以上 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率 3.02% 実雇用者数 令和11年6月1日時点 2人 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用者数 2人 評価方法… 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
定着に関する目標	勤続年数 5年

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和元年9月6日選任済み）。 ○障害者雇用推進者と各所属長を構成員とする「障害者雇用推進委員会」を設置する（令和2年3月16日設置済み）。 ○「障害者雇用推進委員会」については必要に応じ開催し、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。
(2)人材面	○障害者が配属されている部署の職員などを中心に、各関係機関等で開催される障害者の雇用に関する研修会等に参加し、障害者雇用への理解を深める。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に2回以上、職務整理表や組織内アンケート等（ヒアリングなど）を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	○採用した障害者について定期的に面談等を行い必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない難易で適切に実施する。
	(2)募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を限定する。 ・介助者無しで業務遂行が可能と入った条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
	(3)働き方	○時間単位の年次有給休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4)キャリア形成	○本人の希望も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
	(5)その他の人事管理	○月1回の定期的な面談の及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・退庁配慮を行う。 ○障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。